

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南部町長 佐野 和広

市町村名 (市町村コード)	南部町 (19366)
地域名 (地域内農業集落名)	南部地区(基盤整備地区南部工区) (南部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間総合整備事業によりほ場整備が行われ大区画化が実施されている地域である。
水田が多く、主は自家用に栽培している農業者が多く、高齢化しており後継者が不在や未定の農家もあり、今後、営農が困難な農地が生じる恐れもあり、地域内外の意欲ある農業者など、新たな農地の受け手の確保が必要となると予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心に地域農業者による耕作や保安全管理に引き続き取り組むとともに、将来に向けて農地の受け手の確保を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農業上の利用が行われる農地を含む地域。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農業委員会や農地中間管理機構を活用した農地を有効活用を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構の利用を通じて、地域の農業振興と農地の有効活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農用地については、現状の規模を維持していきます。また、現状の農業用施設の維持管理を行い、新規農業参入者が利用しやすい環境を整備します。また、ほ場整備により、農用地の集約化が図られ、経営コストの削減、収量の増加、品質の向上などを目指します。結果として、農業経営の安定化と地域農業の持続可能な発展を促進します。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・町やJA等と連携し、地域内外の担い手等、多様な担い手の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後も連携を図りながら取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業の取組方針

スマート農業の促進を目指し、営農の省力化に取り組んでいく。

⑦農地条件等により耕作が困難となった場合は、周辺農地に影響が及ばないよう、保全・管理等に組織的に取り組んでいく。